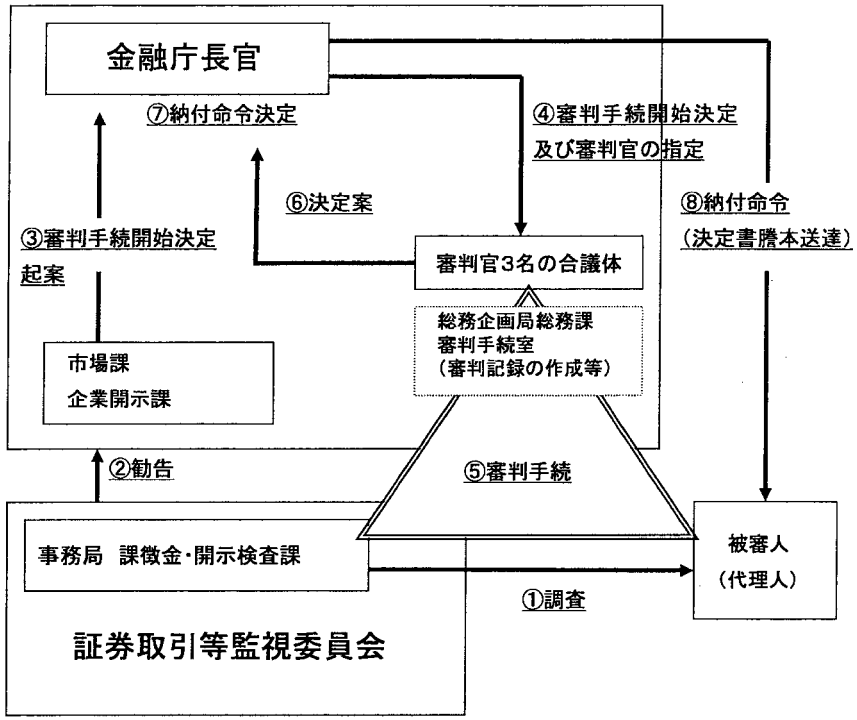
・　公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第38条の２第１項第３号）

（注２）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっており（金商法施行令第38条の２第１項ただし書）、これらの権限及び（注１）に掲げる権限については、金融庁長官から財務局長等に委任されている。

金商法上、開示書類において、重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、内閣総理大臣は当該開示書類の提出者等に対し、課徴金を納付することを命じなければならない（第２「２　課徴金の対象となる行為及び課徴金額」⑴から⑾参照）ほか、訂正報告書等の提出を命ずることができることとされている（金商法第10条第１項等）。

我が国金融・資本市場においては、約3,900社の上場会社を含む開示会社約4,500社から有価証券報告書等の開示書類が提出されている。

課徴金納付命令までの流れ



①　証券取引等監視委員会が調査

②　その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告

③・④　勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定

⑤　審判官による審判手続

⑥　審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出

⑦・⑧　金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

第３　犯則事件の調査

１　犯則事件の調査の目的

投資者を含む市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対しては、これを厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、投資者を含む市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、これら金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成４年、証券監視委の発足に伴い設けられたものである。

犯則事件の調査については、証券監視委職員の固有の権限として、金商法に規定されている。権限行使の対象も金融商品取引業者等に限定されず、投資者を含め広く金融商品取引等に関与するすべての者に及ぶものである。さらに、犯収法においても、金商法を準用する形で犯則事件の調査権限が証券監視委に付与されている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的な犯則事件の調査を行うべく、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

２　犯則事件の調査の権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（金商法第210条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限（金商法第211条等）とがある。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第223条、犯収法第28条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第226条、犯収法第28条）

第４　不公正取引に対する勧告・告発

１　課徴金納付命令に係る勧告

⑴　勧告の状況

平成20事務年度においては、不公正取引に関して20件、7,525万円の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った。20件の内訳は、内部者取引に係る事案が18件、相場操縦に係る事案が２件である。この結果、課徴金制度が導入された平成17年４月からは合計59件（個人55件、法人４件）、１億6,918万円の勧告を行ったこととなり、刑事告発とあわせて、違反行為に対するきめ細かい監視、迅速・効果的な対応、抑止が図られている。

平成20事務年度における勧告事案の特色としては、平成20年12月にトリニティ工業株式会社株券に係る相場操縦事案（後記⑦）について、平成17年４月の課徴金制度導入以来、初めてとなる課徴金納付命令勧告を行ったことがあげられる。

また、内部者取引においては、現役の証券会社社員が他人名義の口座により取引を行ったもの、監査役が他人名義の口座により取引を行ったものや公認会計士が証券会社社員から重要事実の伝達を受けて取引を行ったものなど、高い職業倫理を求められる職業・役職の者による事例が見受けられた。重要事実等としては、株式発行、株式